

自動車騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値（等価騒音レベル）	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

（注）A地域、B地域、C地域については、次に掲げる地域とする。

A地域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、  
第2種中高層住居専用地域

B地域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

C地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル）	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

（注1）幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道。

（注2）近接する空間とは、道路端から次に掲げる範囲。

- （1）2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- （2）2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

## 自動車騒音に係る要請限度

	区域の区分	時間の区分	
		昼 間 午前 6 時～ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時～ 午前 6 時
一	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
二	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル
三	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル	7 0 デシベル

備考 a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

- 一 a 区域 専ら住居の用に供される区域（第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域）
- 二 b 区域 主として住居の用に供される区域（第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域）
- 三 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域）

表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 1 5 メートル、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 2 0 メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は、前条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

基 準 値（等価騒音レベル）	
昼 間 午前 6 時～午後 10 時	夜 間 午後 10 時～午前 6 時
7 5 デシベル	7 0 デシベル

## 道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前 8 時～午後 7 時	夜 間 午後 7 時～午前 8 時
第 1 種区域	六十五デシベル	六十デシベル
第 2 種区域	七十デシベル	六十五デシベル

(注) 第 1 種区域、第 2 種区域については、次に掲げる地域とする。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、  
第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域、  
用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域